

小樽スキー連盟規約

役員選任規定

部内理事会規定

専門委員会規定

専門委員会細則

表彰規定

慶弔規定

平成27年8月

小樽スキー連盟

小樽スキー連盟規約

注) □で囲った部分については、別途規定等でその詳細を定めてある。

第1章 総則

(名称)

第1条 当団体は、小樽スキー連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

2 本連盟は、外国に対しては「Federation of Otaru Ski」（略称「F.O.S」）と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を小樽市花園4丁目1番16号に置く。

第2章 地位・目的及び事業

(地位・目的)

第3条 本連盟は、小樽市及びその近郊のスキー・スノーボード（以下「スキー等」という。）の団体及び個人会員を統括及び代表し、スキー等の普及振興と加盟団体及び個人会員相互の連携を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スキー技術の研究及び講習会、検定会の開催。
- (2) スキー競技会の開催及び各種大会への協力。
- (3) スキー指導者の養成及び選手の育成強化。
- (4) 各種公認資格等の申請。
- (5) スキー功労者の表彰。
- (6) 公益財団法人である全日本スキー連盟及び北海道スキー連盟への協力並びに連絡調整。
- (7) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業。

第3章 加盟団体、評議員及び個人会員

(正会員)

第5条 本連盟の正会員は、本連盟の目的に賛同する団体及び個人会員をもって構成する。

(賛助会員)

第6条 本連盟に賛助をするために入会を希望する者を賛助会員とすることができる。

ただし、賛助会員は、必要と認める場合を除き、会議に出席することはできない。

(入会・退会)

第7条 本連盟に入会しようとする者、又は退会しようとする者は、所定の様式1-1~4をもって届出をしなければならない。

2 入会、退会の承認は総会の議決による。

ただし、入会については、理事会で仮承認することができる。

3 入会時の内容に変更が生じた場合は、書面により会長に提出をしなければならない。

(評議員)

第8条 加盟団体は、所属会員の中から評議員1名を選出し会長に届出なければならない。

2 評議員は、総会に出席し、議事において表決権を行使する。

第4章 役員

(役員)

第9条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	5名以内
理事長	1名
副理事長	1名
常任理事	6名
理事	12名程度
監事	2名

(職務)

第10条 役員職務は、次のとおりとする。

会長	本連盟を統括し、代表する。
副会長	会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
理事長	会長及び副会長を補佐し、本連盟の業務執行を統括する。 緊急を要する事項で理事会に諮るひまがないときは、会長の了承を得た上で、これを専決することができる。
副理事長	理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理する。
常任理事	常任理事会を組織し、本連盟（主に担当部）の業務執行を掌理する。 理事長及び副理事長に事故があるときは、理事長が指名する常任理事がその職務を代理する。
理事	理事会を組織し、本連盟（主に担当部）の業務を執行する。
監事	本連盟の会計・財産及び業務の執行状況を監査し、総会に報告する。

(任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期の満了後においても後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行う。

(選任)

第12条 役員選任方法は、別に定める。

(特別役員)

第13条 本連盟は、必要に応じ名誉会長、顧問、参与（以下「特別役員」という。）を置くことができる。

- 2 特別役員は、総会の議決を経て会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

第5章 会議（組織・機構）

(会議の設置)

第14条 本連盟に次の会議を置く。

総会、理事会、常任理事会、会長会議。

(総会)

第15条 総会は、本連盟の決定機関で、毎年8月に会長が招集する。

ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に招集することができる。

また、現役員半数以上から請求があったときは、招集しなければならない。

第16条 総会は、役員及び加盟団体から選出された評議員で構成し、会長が議長を務める。

2 総会は、評議員の2分の1以上の出席をもって成立する。

第17条 総会の議事は、出席評議員の過半数をもって決する。

ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(常任理事会)

第18条 常任理事会は、理事会への提案事項及び緊急事項について審議する機関で、理事長が招集する。

ただし、会長が必要と認めたときは招集しなければならない。

第19条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事で構成し、理事長が議長を務める。

ただし、必要がある場合は、他の役員を出席させることができる。

第20条 常任理事会での審議結果又は処置については、次期理事会に報告するものとする。

(理事会)

第21条 理事会は、常任理事会からの提案事項等について審議する機関で、理事長が招集する。

ただし、会長が必要と認めたとき又は現理事の半数以上から請求があったときは、招集しなければならない。

第22条 理事会は、監事を除く役員で構成し、理事長が議長を務める。

ただし、必要がある場合は、監事を理事会に出席させ意見を述べさせることができる。

第23条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(会長会議)

第24条 会長会議は、名誉会長、顧問、参与、会長及び副会長で構成し、会長が必要と認めたときに招集する。

ただし、必要がある場合は、他の役員又は参考人を出席させることができる。

(議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成する。

ただし、内容は、議事の概要と議決の結果を主旨とする。

第6章 各部及び部内理事会・専門委員会

(各部及び部内理事会、専門委員会)

第26条 本連盟の事業遂行のため次の6部を置き、各部に部内理事会及び専門委員会を設ける。

総務部、アルペン部、ジャンプ部、クロスカントリー部、教育部、安全対策部

(部長及び運営)

第27条 各部の部長は担当常任理事をもって充てるものとする。

2 部内理事会及び専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

第7章 会 計

(会計年度)

第28条 本連盟の会計年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

(事業計画案及び予算案)

第29条 本連盟の事業計画案及び予算案は、毎会計年度開始前に案を作成し、常任理事会及び理事会への報告を経て、総会の議決を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第30条 本連盟の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後に監事による監査を受けた後、常任理事会及び理事会への報告を経て、総会の承認を受けなければならない。

(経費の支弁)

第31条 本連盟の事業遂行に要する経費は、団体加盟金、個人会員の会費、事業に伴う収入、交付金、寄付金、補助金、その他の収入をもって支弁する。

(加盟金及び会費)

第32条 本連盟の加盟団体及び個人会員は、それぞれ別表に定める額を、毎年10月末までに納入しなければならない。

(財産・基金)

第33条 本連盟の財産及び基金は、その増減を財産台帳及び基金台帳に記載し、適正な管理に努めなければならない。

(特別会計)

第34条 本連盟は、必要に応じ特別会計を設け、一般会計と別に会計処理をすることができる。この場合、当該事業が終了した後に監事による監査を受け、直近の総会で承認を受けなければならない。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第35条 本連盟の事務を処理するため事務局を置くことができる。

- 2 事務局に、事務局長及びその他の職員（以下「職員」という。）を置くことができる。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 職員は、本連盟役員を兼ねることができる。
- 5 職員は、有給とすることができる。

第9章 補則

(規約の改廃)

第36条 この規約の改廃は、総会の議決による。

(規定及び細則等)

第37条 この規約の施行に当たって必要な事項については、別途、規定又は細則等を定めることができる。

- 2 前項の規定又は細則等の改廃は、理事会の議決による。

(委任)

第38条 この規約及び規定、細則等に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定めることができる。

第10章 附則

附則1 この規約は、平成27年8月1日から施行する。

なお、この規約の施行に伴い、平成22年5月改正施行の規約は廃止する。

別 表(第32条関係)

団体加盟金及び個人会員会費の額

区 分	金 額	備 考
団体加盟金	一般の団体 10,000円	仮承認の場合を含む
	スキー学校 30,000円	同 上
個人会員会費 又は団体所属会員	1名につき 2,000円 (複数の団体に所属する者は、いずれかの団体において1名分を支払えばよいものとする)	同 上

小樽スキー連盟 団体加盟(入会)申請書

小樽スキー連盟会長 様

この度、小樽スキー連盟に入会いたしたく、下記のとおり申請いたします。
 なお、加盟後は、貴連盟の規約等を遵守することを約束いたします。

平成 年 月 日

団 体	名 称	
	設立年月日	
代表者	住 所	〒
	氏 名	印
	電話番号	
連絡担当者	住 所	〒
	氏 名	
	電話番号	
評議員	住 所	〒
	氏 名	
	電話番号	
全会員の氏名等		別添名簿
所属部の選択		アルペン・ジャンプ・クオン・教育・安対・総務

注) 本申請書に記載された情報は、本連盟の事務処理のみに使用いたします。

以上

小樽スキー連盟 個人会員入会申請書

小樽スキー連盟会長 様

この度、小樽スキー連盟に入会いたしたく、下記のとおり申請いたします。
 なお、入会後は、貴連盟の規約等を遵守することを約束いたします。

平成 年 月 日

住所・氏名 等	住 所	〒
	氏 名	フリガナ ⑩
	電話番号	
	性 別	男 ・ 女
	生年月日	(西暦) 年 月 日 (歳)
	勤務先等	
	スキー歴等	基礎スキー
	競技スキー	
	その他	
所属部の選択 (複数可)	アルペン・ジャンプ・クロカン・教育・安対・総務	

注) 本申請書に記載された情報は、本連盟の事務処理のみに使用いたします。

以上

小樽スキー連盟 加盟団体 退会届

小樽スキー連盟会長 様

この度、小樽スキー連盟を退会いたしたく、下記のとおり届出いたします。

平成 年 月 日

団 体	名 称	
	設立年月日	
	所 属 部	アルペン・ジャンプ・クワン・教育・安対・総務
代 表 者	住 所	〒
	氏 名	Ⓔ
	電話番号	

注) 本申請書に記載された情報は、本連盟の事務処理のみに使用いたします。

以上

小樽スキー連盟 個人会員 退会届

小樽スキー連盟会長 様

この度、小樽スキー連盟を退会いたしたく、下記のとおり届出いたします。

平成 年 月 日

住 所	〒
氏 名	フリガナ
	⑩
電話番号	
性 別	男 ・ 女
生年月日	(西暦) 年 月 日 (歳)
勤務先等	
所 属 部	アルペン・ジャンプ・クラウン・教育・安対・総務

注) 本申請書に記載された情報は、本連盟の事務処理のみに使用いたします。

以上

役員選任規定

(目的)

第1条 本連盟規約第12条に基づき、役員を選任に必要な事項を定める。

(候補者の要件)

第2条 役員候補者は、正会員であるとともに、以下の各号いずれかに該当しなければならない。

- (1) 加盟団体からの推薦者
- (2) 部内理事会からの推薦者
- (3) 会長からの推薦者
- (4) 現に役員である者

(選任の方法)

第3条 役員を選任は、以下の手続きの順序を経て行うものとする。

【選考委員会】

- 1 会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成される「選考委員会」を設置し、座長は会長とする。
- 2 選考委員会は、前条の要件を満たす候補者の中から、役員総数の上限「26名程度」を選出する。

【理事会】

- 1 会長について、選考委員会において選出された「26名程度」の中から互選により選出する。
- 2 副会長について、会長が5名以内で指名する。
- 3 監事について、協議の上2名を指名する。
- 4 上記以外の役員は理事とする。
- 5 前4項にもとづく案を「最終案」とし、総会に提案することを確認する。

【総会】

- 1 「最終案」を総会に諮り、議決を得る。
ただし、議決が得られない場合、会長は会議に諮って「最終案」を修正することができる。

【互選会議】

- 1 正副理事長及び常任理事を選出するにあたり、総会において議決を得た理事による「互選会議」を開催し、座長は年長理事とする。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 常任理事は、理事長及び副理事長を除く理事の互選とする。

(改廃)

第4条 この規定の改廃は、理事会の議決による。

附則1 この規定は、平成27年8月1日から施行する。

部内理事会規定

(目 的)

第1条 本連盟規約第26条及び第27条に基づき、部内理事会の運営について必要な事項を定める。

(名 称)

第2条 各部の部内理事会は、次の6理事会とする。

- 1 総務部理事会
- 2 アルペン部理事会
- 3 ジャンプ部理事会
- 4 クロスカンントリー部理事会
- 5 教育部理事会
- 6 安全対策部理事会

(構成員)

第3条 部内理事会の構成員は、当該部に所属する理事とする。

ただし、副理事長は、所属する部の部内理事会の構成員とする。

- 2 部内理事会は、必要に応じ、他の役員を出席させることができる。

(運 営)

第4条 部内理事会は、各部担当常任理事（部長）が招集し、主に各部の業務遂行に係る事項について審議する。

(改 廃)

第5条 この規定の改廃は、理事会の議決による。

附則1 この規定は、平成27年8月1日より施行する。

専門委員会規定

(目 的)

第1条 本連盟規約第26条及び第27条に基づき、専門委員会の運営について必要な事項を定める。

(構 成)

第2条 本連盟に、次の専門委員会を置く。

- 1 総務専門委員会
- 2 アルペン専門委員会
- 3 ジャンプ専門委員会
- 4 クロスカントリー専門委員会
- 5 教育専門委員会
- 6 安全対策専門委員会

(運 営)

第3条 専門委員会は、部内理事会の決定に応じ、各部担当常任理事（部長）の指示に従って業務の推進にあたる。

(委 員)

第4条 専門委員会の委員は、本連盟の会員の中から各部で選任する。

- 2 委員長は委員の互選とし、必要に応じ副委員長を置くことができる。
- 3 委員会に、業務を円滑に運営するため小委員会を設置することができる。
- 4 小委員会には、小委員長及び副小委員長を置くことができる。
- 5 小委員長、副小委員長は、担当理事の了承を得て委員長が委嘱する。

(業 務)

第5条 専門委員会が共通して行う業務は次のとおりとし、各専門委員会の個別業務については、別に定める。

- 1 計画立案及び予算・決算資料の作成
- 2 計画に基づく準備と実施
- 3 その他必要なこと

(会 議)

第6条 委員会及び小委員会は、委員長が招集する。

ただし、特に必要な場合は、委員長の了承を得て、小委員長が小委員会を招集することができる。

- 2 必要あるときは、委員会及び小委員会に担当理事が出席することができる。

(改 廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の議決による。

附則1 この規定は、平成27年8月1日より施行する。

なお、この規定の施行に伴い、平成12年5月22日改正施行の規定は廃止する。

専門委員会細則

(目的)

第1条 専門委員会規定第5条に基づく各専門委員会の個別業務について必要事項を定める。

(業務)

第2条 各委員会の個別業務は、次のとおりとする。

1 総務専門委員会

- (1) 文書の作成・収発・保管に関する事
- (2) 物品・財産の管理に関する事
- (3) ホームページの管理に関する事
- (4) 事務所の管理に関する事
- (5) 総会、理事会、常任理事会に関する事
- (6) 予算・決算及び会計の出納に関する事
- (7) 加盟団体及びSAJ・SAHに関する事
- (8) 各種登録に関する事
- (9) 各委員会の連絡調整に関する事
- (10) 他の委員会に属さない事項に関する事

2 アルペン専門委員会

- (1) 本連盟主催・主管のアルペンスキー競技関係行事に関する事
- (2) アルペンスキー競技選手の強化に関する事
- (3) ジュニア選手の育成に関する事
- (4) 公認競技会及び施設の認定・公認に関する事
- (5) その他アルペンスキーに関する事

3 ジャンプ専門委員会

- (1) 本連盟主催・主管のジャンプ競技関係行事に関する事
- (2) ジャンプ競技選手の強化に関する事
- (3) ジュニア選手の育成に関する事
- (4) 公認競技会及び施設の認定・公認に関する事
- (5) その他ジャンプに関する事

4 クロスカントリー専門委員会

- (1) 本連盟主催・主管のクロスカントリースキー競技関係行事に関する事
- (2) クロスカントリースキー競技選手の強化に関する事
- (3) ジュニア選手の育成に関する事
- (4) 公認競技会及び施設の認定・公認に関する事
- (5) 検定・講習会に関する事
- (6) その他クロスカントリースキーに関する事

5 教育専門委員会

- (1) 基礎スキー・スノーボードの普及及び強化に関すること
- (2) 本連盟主催・主管の基礎スキー・スノーボード競技関係行事に関すること
- (3) 基礎スキー・スノーボード指導者の育成並びに強化に関すること
- (4) 公認資格者の審査・認定に関すること
- (5) 各種検定会、講習会に関すること
- (6) 公認指導員等の資質向上に関すること
- (7) 公認スキー学校に関すること
- (8) その他基礎スキー・スノーボードに関すること

6 安全対策専門委員会

- (1) スキー・スノーボードの傷害安全対策の普及指導に関すること
- (2) スキー場の安全対策に関すること
- (3) 各種スキー・スノーボード関係行事への協力に関すること
- (4) その他スキー・スノーボードの安全対策に関すること

(改廃)

第3条 この細則の改廃は、理事会の議決による。

附則1 この細則は、平成27年8月1日より施行する。

なお、この細則の施行に伴い、平成7年10月31日改正施行の細則は廃止する。

表彰規定

(目的)

第1条 本連盟規約第4条第5号に基づき、本連盟の事業に特に功績があり、スキー等の健全な普及発展に貢献した団体及び個人の表彰について必要な事項を定める。

(選考の基準)

第2条 表彰の選考基準については、次のとおりとする。

【団体】

- 1 組織的かつ活発な運営・活動をしていること。
- 2 本連盟加盟後10年を経過していること。
- 3 前号1及び2の両条件を満たし、表彰を受けようとする団体は、下記の事項を記載した書類を提出しなければならない。
 - ア 団体名、所在地住所、設立年月日、加盟年月日
 - イ 代表者氏名、主な役員及び会員の氏名
 - ウ 組織機構、構成人数
 - エ 運営方針
 - オ その他参考となる事項

【個人】

- 1 加盟団体の所属員で、特に功績があり、加盟団体から推薦のあった者。
- 2 大会役員及び連盟役員として通算10年以上勤めた者。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、これを併せて行うことができる。

- 1 表彰状授与
- 2 感謝状授与
- 3 功労章授与

(表彰の方法)

第4条 表彰の方法は、祝賀会又は総会において授与する。

(選考の方法)

第5条 被表彰者については、毎年、選考委員会を設置し選考する。

(選考委員会)

第6条 選考委員会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成する。

(その他)

第7条 加盟団体及び所属会員、連盟役員以外の者であって、本連盟の事業に功労のあった者については、表彰することができる。

(改 廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の議決による

付則1 この規定は、平成27年8月1日から実施する。

なお、この規定の施行に伴い、平成7年10月31日改正施行の規定は廃止する。

慶 弔 規 定

(目 的)

第1条 本連盟の慶弔に係る金品の贈与について、必要な事項を定める。

(対象の範囲)

第2条 慶弔に係る金品贈与の対象範囲は、下記のとおりとする。

- (1) 本連盟の役員
- (2) 本連盟の加盟団体の代表者
- (3) 本連盟の事務局職員

(慶弔金品)

第3条 慶弔に係る金品は、下記のとおりとする。

- (1) 関係団体創立等祝金 会長又は代理が出席した場合は1万円
- (2) 結婚祝金 1万円
- (3) 香典 1万円
- 供花 1基
- 弔文 1本

(その他)

第4条 本規定第2条に該当する者以外で、本連盟に特に功労のあった者には、会長
決裁により、弔意を表するとともに金品を贈与することができる。

(改 廃)

第5条 この規定の改廃は、理事会の議決による。

付則1 この規定は、平成27年8月1日より施行する。

なお、この規定の施行に伴い、平成12年5月22日改正施行の規定は廃止する。